

令和6年度大阪・関西万博の開催を契機とした誘客促進業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度大阪・関西万博を契機とした誘客促進業務

2 業務の目的

大阪・関西万博は、国内外から注目が集まる大規模イベントであり、その旅行需要が関西広域に及ぶことが期待されていることから、三重の魅力を発信して認知度を高め、誘客につなげる絶好の機会と考えている。

そこで、開催を一年後に控える令和6年度は、万博来場者の県内観光地への来訪を促進するため、交通事業者と連携することで造成・販売する旅行商品や企画きっぷのプロモーションを実施する。

3 業務の実施期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務の内容

(1) 旅行商品の造成・販売

以下の点をふまえた旅行商品（宿泊）を5本以上造成し販売すること。

- ・万博来場者（国内の個人旅行者）をメインターゲットと設定するもの（往復までは問わず、通り抜けで可とするが、県内での1泊は必須となるように）
- ・万博開催を契機とした誘客に向け効果的な県内の魅力を組み込んだもの
- ・交通手段を組み込んだもの
- ・体験モノ、地元食材などを組み込んだもの

※詳細については、委託者と協議のうえ、決定すること。

(2) プロモーションの対象

次の旅行商品等のプロモーションを実施すること。なお、販売・プロモーションの実施時期等の詳細については、契約締結後、委託者と協議して決めること。

ア (1)により造成した旅行商品

当該業務において造成した旅行商品

イ 交通事業者が販売する企画きっぷ等

(1) であげた点に沿い、交通事業者が販売する企画きっぷや旅行商品等

(3) 販売・プロモーションの内容

ア WEBサイトの制作

① 2(2)による旅行商品等の紹介に加え、催行時期に応じた旬の観光コンテンツをあわせた情報からなるWEBサイトを「観光三重」内に制作し、サイトの利用状況が解析できる機能をつけること。そのために必要な調整は受託者が行うこととし、サイト内容の詳細については、契約締結後、委託者と協議して決めること。

② サイトの保守および運用管理を行うこと。契約期間満了もしくは契約解除に伴ってサイト保守業者が変更になる場合は、契約期間中の業務履行に支障をき

たさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な引継を行うこと。また、ドメインやサーバーの継続利用についても協議すること。

※新たにWEBサイトを構築しドメイン取得が必要となる場合は、原則、三重県ドメイン（pref.mie.lg.jp）を使用すること。ただし、既存のWEBサイトの配下にページ作成をする場合等は、その限りではない。

また、三重県ドメインでないWEBサイトを廃止する際には、次の点に留意すること。

- ・あらかじめ廃止する際に、運用停止に関する案内を行うこと。
- ・情報発信終了後も、運用停止に関する案内を継続すること。
- ・運用停止後も、一定期間ドメインを保持すること。

③WEBサイトを活用した情報発信

制作したWEBサイトで造成した旅行商品等の情報発信やPRを行うこと。また、関連するサイトとの連携を図ること。

④WEBサイトへの誘引

SNSやWEB広告等を活用し、制作したWEBサイトへの誘引を図ること。

イ 販売促進のためのプロモーション

① 購入等の動機づけとなるノベルティを用意（制作）し、必要に応じチラシ等を作成するなど旅行会社店頭でPR活動を実施するとともに、制作したWEBページで情報発信やPRを行うことにより、販売促進を図ること。なお、ノベルティの詳細については、委託者と協議のうえ、決定することとする。

②首都圏を中心とした発地側で、露出増加のためのプロモーションを展開すること。

※ 交通手段や移動に関する情報が利用者にわかりやすく伝わるよう、配慮すること

※ プロモーションの開始については、令和6年10月頃を想定

（4）課題整理と効果検証

誘客促進に向け行った旅行商品の造成・販売における経緯、結果等を分析するとともに、旅行参加者へのアンケート調査を行い、課題の整理と効果等の検証を実施すること。

5 報告書及び成果物の提出

（1）納品物

委託業務実績報告書（紙媒体1部及び電子データ）

（2）納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県観光部観光誘客推進課内）

（3）納入期限

令和7年3月31日（月）

6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」

に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 当委員会に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

8 その他

- (1) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって当委員会に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとする。
- (5) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従うこと。
- (6) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (7) 当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (8) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。
- (9) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従うこと。
- (10) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとする。